

ソーシャル・ジャスティス基金（SJF）寄附規定

ソーシャル・ジャスティス基金(SJF)運営規約に基づき、以下の規定にしたがいご寄附を募ります。

- [1] 個人や団体（含む 法人）のみなさまからのご寄附は、NPO法人「まちぽっと」の1事業であるソーシャル・ジャスティス基金(以下 SJF)に対する寄附（目的指定寄附）となります。
- [2] ご寄附により支援いただくメニューとして、「サポーター」、「ご寄付」、「相続のご寄附・遺贈」を設け、それぞれの内容は[3]から[4]に示すとおりです。
- [3] 「サポーター」のみなさまからは、SJFに賛同いただき継続的にご支援いただき賛助金を募ります。個人さまには、一般サポーター(1口5千円／年)またはスペシャルサポーター(1口3万円／年)を、団体さまには、団体サポーター(1口10万円／年)をお願いいたします。
- [4] 「ご寄付」については、お志しにそった金額にて随時お願いいたします。金額に応じて、ご寄付の活用分野を指定いただけます。詳しくはご相談のうえ指定いただきます。
- [5] 「相続のご寄附・遺贈」については、未来に希望を託す社会貢献として生かしていただけるようお願いいたします。詳しくはご相談のうえ活用させていただきます。
- [6] 上記すべての寄附支援の用途については、助成事業と対話事業を主とし、それら事業にともなう事務局経費を含む諸経費に約20%を活用させていただきます。
- [7] 上記すべての寄附支援者のみなさまへ、(1)毎年の事業報告と会計報告を行い、(2)助成事業と対話事業にかかる情報を随時ご案内し、(3)企画へのご参加については優先的に受け付けします。また、(4)ご芳名を、ご希望にしたがい、SJFのホームページ等に公開いたします。
- [8] ご理解とご協力いただきたい点として、ご寄附が公序良俗に反すると判断いたしました場合には、お断りすることがございます。

以上